

国民健康保険制度改正に係る平成29年度標準保険料率の試算結果について

国民健康保険事業費納付金（納付金）の額は、医療費水準と所得水準に応じて算出される。また、納付金を支払うために必要な保険料率を「標準保険料率」として示される。

このたびの試算は、新たな仕組みにより納付金を算出するとともに、国の公費拡充と激変緩和措置を反映し、平成27年度実績数値を用いて、平成29年度に新制度が導入されたと仮定して、一人当たりの保険料額及び標準保険料率を試算したものである。

※ 小平市では国民健康保険税を税方式により賦課しているが、この資料では保険料と表記している。

1 平成27年度収納すべき保険料額との比較

	平成29年度試算額 (A) (円)	平成27年度収納すべき保険料額 (B) (円)	伸び率 (A/B)
東京都	144,391	145,019	99.6%
小平市	137,370	135,244	101.6%

- ・法定外繰入によって保険料の負担軽減を行っていないと仮定したものである。
- ・納付金の額を全額、被保険者で負担したと仮定した場合の平成27年度の一人当たりの保険料額が（B）である。医療費水準・所得水準を反映する新たな仕組みにより算出した1人当たりの保険料額が（A）である。なお、この額は激変緩和措置を講じた後のものである。
- ・新たな仕組みに変更することによる影響は大きくない結果（1.6%）となっている。

2 平成27年度保険料額（現行の保険料額）との比較

	平成29年度試算額 (A) (円)	平成27年度実際の保険料額 (C) (円)	伸び率 (A/C)
東京都	144,391	112,881	127.9%
小平市	137,370	96,145	142.9%

- ・平成27年度に実際収納した一人当たりの保険料額が（C）である。
- ・実際の保険料額と比較すると、標準保険料率とのかい離は大きい結果（42.9%）となっている（28年度改定は反映されていない）。

3 標準保険料率

	試算結果		現行	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
医療分	6.65	38,742	5.35	22,500
後期高齢者支援金分	2.23	12,802	1.85	10,900
介護保険分	2.01	14,657	1.27	15,600

4 関連する指標

	医療費指数		1人あたり所得		27年度前期高齢者加入率	
	医療費指数	順位	1人あたり所得	順位	前期高齢者	順位
東京都	0.970	—	772,789円	—	31.4%	—
小平市	0.940	39	726,681円	33	34.0%	26

※ 医療費指数は年齢構成の差異を調整し複数年の平均値を用いたもの（全国平均を1）

※ 1人あたり所得は賦課限度額控除後のもので、直近3年度分の平均値

※ 順位は都内全62区市町村によるもの